平成２２年（フ）第６３３３号
大阪府門真市四宮５丁目６番24―602号
債務者　上山　直人
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７６号
大阪市東成区東中本３丁目19番16号
債務者　中島　弘子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　政哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０号
愛媛県今治市河南町３丁目１番56号
債務者　山内　一尚
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寄井真二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第２２７９号
大阪市城東区関目１丁目24番６―607号
債務者　康原龍次郎こと　康　龍次郎
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　普門　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２５号
大阪府八尾市南小阪合町３丁目11番19号
債務者　寺井　一則
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４１２号
大阪市生野区勝山南１丁目７番22号
債務者　中西　弘美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７７７号
大阪府摂津市三島２丁目２番47―307号
債務者　新田　栄治
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵野　裕司
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２９１号
宮城県塩竈市杉の入３丁目14番15号、申立時の住所山形県寒河江市丸内３丁目１番45号井田ハイツ101
債務者　菊地　宗晴（旧姓片桐）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３７号
岐阜県大垣市稲葉東３丁目25番地
債務者　船田　康弘
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
群馬県沼田市清水町4219番地１
債務者　金子　早苗
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
群馬県太田市堀口町10番地４
債務者　新島　真里
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２３０７号
名古屋市中村区横井１丁目340番地　市営横井荘４棟101号
債務者　甲良　鶴美（旧姓小塚）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６８７号
大阪府大東市谷川１丁目５番１号ハニー谷川104号
債務者　三戸　義文
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９６６号
大阪府東大阪市荒本西３丁目６―15―603、住民票上の住所奈良県生駒市東新町４番24―310号
債務者　髙林　伸行
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７９５号
大阪市中央区平野町２丁目２番７―705号
債務者　大石　　玲
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５５２号
大阪市中央区上汐２丁目２番10号メセタ上汐301
債務者　山本　達也
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７０６号
大阪市淀川区宮原５丁目８番７―1103号
債務者　一原　一枝
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７０９号
大阪市中央区島之内２丁目６番３―307号
債務者　鈴木　利明
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部